

特例貸付利用者の負担を軽減

「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付利用者が対象  
はなまき暮らしの継続応援事業



市では、岩手県社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援しています。

■対象 緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満たす人  
▶貸付決定から本支援金の申請時点まで、本市の住民基本台帳に記載されている人▶4月～12月の収入のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある人

■補助額・上限額 貸付利用額の20%相当額を支援  
○緊急小口資金…上限4万円  
○総合支援資金…上限12万円  
※総合支援資金の延長貸付利用者は、最大で上限24万円まで引き上げ

- 申請期限 令和3年2月26日(金)
- 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、▶岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決定通知書の写し▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)の写し▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)の写しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記へ提出
- \*申請様式は、「緊急小口資金」「総合支援資金」の申し込み手続き時に配布しているほか、市ホームページに掲載しています



市ホームページ  
QRコード

【問い合わせ・申請】新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3574)

最大で20万円を貸し付け

一時的に資金が必要な人が対象  
緊急小口資金の特例貸付



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行っています。

■対象 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■貸付上限額 10万円  
※次のいずれかに該当する場合は20万円  
▶世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合▶世帯に要介護者がいる場合▶4人以上の世帯の場合▶小学校などの臨時休業により子どもの世話が必要となった労働者がいる場合一など

■償還期間 据置後2年以内(据置期間1年以内)

- 貸付利子 無利子
- 保証人 不要
- 申込期限 12月末
- 申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

令和3年1月31日まで実施

温泉宿泊施設等利用促進事業  
日帰り入浴…1,000円、宿泊…2,000円を助成



市では、自粛ストレスの解消と市内温泉宿泊施設や物産観光事業者の経営支援を行うため「温泉宿泊施設等利用促進事業」を実施。10月31日までとしていた助成期間を令和3年1月31日まで延長し、市内温泉宿泊施設などを利用した場合の費用を助成します。

■対象 県民または県内事業所に勤務する人  
※団体利用の目安は20人程度

■助成期間 11月1日(日)～令和3年1月31日(日)  
※12月27日(日)～令和3年1月3日(日)の期間を除く

- 利用方法  
①利用を希望する施設に電話などで本事業を利用することを伝え予約  
※本事業以外の割引も利用する場合は、その旨を伝える  
②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入の上、提出

※運転免許証や社員証など、居住地や勤務地を確認(団体の場合は代表者1人)できる書類を提示してください  
③助成額を差し引いた利用料を支払う

■助成額  
○日帰り入浴支援(1食付き)…利用者1人当たり1,000円  
※2,000円(消費税込み、入湯税別)未満のプランは対象外

○宿泊支援(素泊まり含む)…利用者1人当たり2,000円  
※4,000円未満(消費税込み、入湯税別)のプランは対象外

\*利用申込書は、市ホームページに掲載しています



市ホームページ  
QRコード

【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)

他の割引との併用に関するお知らせ

市が実施する「温泉宿泊施設等利用促進事業」は、国の「GoToトラベル事業」による助成や県の「岩手(じもと)に泊まるなら地元割クーポン」(3,000円分の割引クーポン)を併用できる場合があります。

併用の可否や支払方法は、利用する施設によって異なりますので、宿泊予約をする施設に確認をお願いします。

■GoToトラベル事業

国内旅行代金の一部(35%)を国が助成する制度です。

○問い合わせ…GoToトラベル事務局[☎03-6636-9457(午前10時～午後7時)]

■岩手(じもと)に泊まるなら地元割クーポン

1泊3,000円割引の地元割クーポンを利用できる制度です。利用期限は令和3年3月7日(日)となっています。宿泊予約の際には、本クーポンを利用する旨を伝えてください。

○問い合わせ…泊まるなら地元割クーポン事務局[☎019-601-8161(午前10時～午後5時)]

\*岩手(じもと)に泊まるなら地元割クーポンの往復はがきによる応募は、発行予定枚数に達したため、受け付けを終了しています。同クーポンの利用は、市や国の助成を利用した割引適用後1,000円以上(税別)の自己負担が発生する場合に限られます